

税制改正に関する 要望書

概要

2024.6

重要要望事項

- I 年末調整の実施時期及び所得税の確定申告期間を拡大すること。
- II 役員給与税制について見直しを行うとともに、中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。
- III 消費税の軽減税率制度を廃止し単一税率制度に戻し、インボイス制度導入に伴う各種特例措置について適用期限を延長すること。
- IV 雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。
- V 少子化対策について、税制面での検討を行うこと。

個別要望事項

法人課税関係

1. 法人税・消費税の申告期限及び納期限を3月以内に改めること。

所得・消費課税関係

2. 所得税や消費税の準確定申告書の提出期限及び相続により業務を承継した場合の青色申告承認申請書の提出期限を相続税の申告書の提出期限と同様にすること。

所得課税関係

3. 基礎的な人的控除について控除額を見直すこと。

所得・法人課税関係

4. 起業を促進する税制の充実を図ること。
 - ・ 起業後3～5年程度の期間に限り各種税額について軽減措置を講ずること。
 - ・ 起業に係る設備投資に関しては、即時償却を含む特別償却を認めること。
 - ・ 消費税の本則課税と簡易課税制度の選択を任意に行うことを認めること。

資産課税関係

5. 事業を承継する後継者の相続税負担を軽減すること。
 - ・ 非上場株式の相続税評価額を引下げること。
 - ・ 非上場株式の贈与税及び相続税の納税猶予制度における免除要件を緩和すること。
 - ・ 回収困難なオーナー貸付金の評価引下げなど、所要の措置を講じること。

その他国税関係

6. 印紙税を廃止すること。

——要望書の作成にあたって——

我々税理士は、企業や納税者と日々接し税制に対する意見や声を聞いています。この声を実現するため、東京税理士会（会員数約24,000人、以下「東京会」）は、税理士法に定める建議権に基づき、税制改正に関する要望を会員より聴取のうえ作成した意見書を日本税理士会連合会（以下「日税連」）へ提出しております。日税連では各税理士会より提出された意見書に基づき建議書を作成し、財務省や総務省をはじめとする関係省庁に提出しております。

本連盟では、東京会の意見書及び日税連の建議書をもとに、法改正に向けた活動を行っています。

《建議等》税理士法第49条の11

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

東京税理士会

〒151-8568 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館 TEL.03-3356-4461 ●ホームページ <https://www.tokyozeirishikai.or.jp/>

東京税理士政治連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館3階 TEL.03-3356-4479 ●ホームページ <https://t-zeisei.jp/>